

総会議事録

令和3年2月

令和3年2月9日(火)開催

宮津市農業委員会

宮津市農業委員会定例総会議事録

会期 令和3年2月9日(火)
開会 午前9時28分、閉会 午前10時3分
場所 宮津市中央公民館 大会議室

農業委員

出席 宇野 由美子、今中 瞳美、和久田 二三代、久保添 公哉、
関野 揭司、宮崎 健治、宮崎 正之、山田 正明、吉田 雅典
吉田 進、小山 有美恵、細井 康、石田 弘司

13名

欠席 松本 聰

1名

農地利用最適化推進委員

出席 酒井 義浩、細見 秀史、宮前 善有、平野 信也、糸井 久和
和田 隆、瀬戸 享明、溝口 喜順、荻野 雅章

9名

欠席 垣根 敏孝

1名

事務局 事務局長 小西 正樹、主任 内藤 進介

議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
- 日程第3 議案第6号 非農地証明交付申請の承認について
- 日程第4 議案第7号 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について
- 日程第5 議案第8号 宮津市空き家に付随した農地の別段面積取扱規程の制定について

〔関野会長〕 おはようございます。

ただ今から、令和3年2月定例総会を開会いたします。立春も過ぎまして、暦の上では春となっておりますが、新型コロナウィルスに関しましては、皆様御承知のとおり政府から緊急事態宣言の延長が発表されておりますので、引き続き予

防対策の徹底をお願いしたいと思います。

本日の総会につきましては、議案やその他協議、報告事項が沢山ありますので、時間が長くならないよう円滑な議事の進行に御協力いただきますようよろしくお願いします。早速始めさせていただきます。

それでは、本日の議事に入ります。本日の出席者は 24 名中 22 名です。欠席は松本委員、垣根委員の 2 名です。よって総会は成立いたします。

それでは、日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。細井委員、石田委員にお願いいたします。

次に日程第 2、議案第 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に係る許可について」を議題といたします。事務局より提案説明をお願いいたします。

[内藤主任] 失礼いたします。お手元の資料の 3 頁を御覧ください。議案第 5 号になります。「農地法第 3 条の規定による許可申請に係る許可について」下記の申請人より、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請があつたことについて議決を求めるためです。

1 番です。農地の所在は大字中野小字飯役立※※番ほか 1 筆、登記簿地目は田、ほか 1 筆が畠、面積は合計で※※m²です。譲渡人は※※にお住まいの※※様です。申請事由は遠隔地で生活しており当該農地を管理できないためです。譲受人は※※にお住まいの※※様です。申請事由は当該耕作放棄地を再生し農地経営を拡大するためです。

2 番です。農地の所在は字喜多小字大橋※※番、登記簿地目は畠、面積は※※m²です。譲渡人は既に亡くなっています※※様の相続財産を管理されております※※の司法書士の※※様です。申請事由は相続財産管理人として不動産換価のためです。譲受人は※※にお住まいの※※様です。申請事由は購入して農業生産を拡大するためです。

具体的な場所につきましては、4 頁、5 頁に地図を添付しております。

4 頁の中野につきましては、府中の小谷自動車ガソリンスタンドから日置へ 150 m ほどの所になります。5 頁に移っていただきまして喜多につきましてですが市役所から見て喜多下公民館の手前、関野組事務所の近所となっております。

次に 6 頁に現地の写真を添付しております。6 頁の 1 番の上段が中野の写真となります。申請は 2 筆でございますが、写真の手前が※※番、奥を※※番として 1 枚の写真に纏めております。下の 2 番です。写真のとおり民家に囲まれた農地となっております。近年は保全管理のみで畠として作付けはされていないとのこ

とでした。

次に 7 頁と裏面 8 頁に許可申請に係る調査書を添付しております。これは差替えとなっておりますので机の上に置かれたものを御覧ください。7 頁が中野飯役立についてです。調査書の最初にあります第 2 項第 1 号の所有する農地を適正に管理しているかという点につきましては、譲受人の所有地に荒廃地もあるという事で現地確認や本人の聞き取り調査を行っておりますが、計画的に開墾、放棄地の再生を進めていることが確認できております。また、その下の地域の周辺農地との調和は取れているかという点につきましても、現在のところ問題となる事案は確認されておりませんが、農地経営の規模を急速に拡大されていることから今後の対応としまして経営等について随時報告を求めるなど状況の把握を実施することとしております。去る 1 月 26 日地区担当の吉田雅典委員、和田推進員に立会いをお世話になり現地を確認し、後日 2 月 5 日ですが、※※様から農地経営の状況と今後の計画につきまして確認を行っております。

裏面の 8 頁を御覧ください。喜多の農地についてです。こちらにつきましても調査書の最初にあります第 2 項第 1 号の所有する農地を適正に管理しているかという項目に対し、所有地に耕作されていない農地があることが判明しましたが、資材置場として利用していた農地につきましては関連する工事の完了に伴い農地への復旧、また山奥で管理が困難な農地につきましては、この後提案があります非農地申請を行うことにより放棄地を解消することとしております。

去る 1 月 25 日、地区担当の関野会長、細見推進員に現地立会いをお世話になり、各項目につきましても同様に確認を行っております。

議案第 5 号に係る説明は以上となります。御審議を賜りますようよろしくお願ひいたします。以上です。

〔関野会長〕 ただ今の事務局の説明に関連しまして、担当委員から補足説明をお願いします。1 番につきましては吉田雅典委員、2 番については現地確認を行いました私、関野より報告します。1 番につきまして吉田雅典委員お願いします。

〔吉田雅典委員〕 1 番の案件につきまして、去る 1 月 25 日事務局及び和田進委員同行で現地確認を行いました。申請された土地につきましては、6 頁の写真のとおり現況は雑種地であり近年は放棄地として作付けされておりませんでしたが、今回の譲受人の※※氏がここでオリーブを栽培し農地として再生するというこ

とですので、適正に管理されると見込みも立ちましたことから申請については問題ないものと判断いたしました。

〔関野会長〕 この※※さんの6頁の写真を見ていただきますと、中央の奥に写っておりますのが※※さんのお宅でありまして、この住宅に囲まれて道路からは裏側になっており、機械等が入れない状態の畠だけが宅地の中にあります。

1年近く前から売却されるということで※※さんが進めておられたのですが、農地も6枚も7枚もたくさんありまして、お家が広いのでなかなか売れずに今日まできたのですが、その間に畠の部分は※※さんが所有したいとお話がありまして、現地調査したところ自宅のすぐそばで管理にも問題はないという判断をいたしました。以上です。

〔関野会長〕 これより議案第5号について審議に入ります。御意見のある方は挙手をお願いいたします。

(意見なし)

〔関野会長〕 特にないようですので異議なしと認め、議案第5号については許可してよろしいでしょうか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 それでは議案第5号については許可いたします。次に日程第3、議案第6号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。事務局より提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 9頁を御覧ください。議案第6号です。「非農地証明交付申請の承認について」下記の申請人より、非農地証明交付申請があつたことについて議決を求めます。2件ございます。

1番です。土地の所在につきましては大字山中小字芋谷※※番ほか1筆、登記地目は田、面積は合計で※※m²です。所有者は山中の※※様ですが既に亡くなつておられますので相続人の※※様からの申請となつております。非農地の事由につきましては平成10年頃から耕作していないということです。

2番です。土地の所在につきましては大字小田小字黒ヶ※※番ほか3筆、登記地目は田、ほか3筆が畠、面積は合計で※※m²です。所有者は先ほどの3条申請の譲受人でありました喜多の※※様です。非農地の事由につきましては小

田にあっては平成 15 年頃、喜多にあっては昭和 45 年頃からそれぞれ耕作していないということです。

具体的な場所につきましては、10 頁、11 頁に地図を添付しております。10 頁です。1 番の山中についての場所を示しております。位置的には山中公民館を中心とした集落を山奥へ進んだ所となっております。次の 11 頁をお願いします。2 番の喜多の案件となっておりますが、上段の小田につきましては鶴亀橋付近の三差路を関ヶ渕側へ進んだ途中となります。また、下段の喜多 3 筆につきましては、善光橋から柿ヶ成集落を山側へ進んだ地点となります。この内最も山奥にあります喜多の※※番につきましては、市道から徒歩で獣道を 10 分程進んだ所にあります。

次に 12 頁及び 13 頁に現地写真を添付しております。12 頁の上 2 枚が山中の案件になります。上段につきましては積雪で隠れていますが、ススキが群生し中央に雑木が生えております、中段につきましては手前一面ススキが群生しておりますが、その奥が申請地で沼地となっております。

なお手前のススキの群生地も地面が湿地で泥ねいとなっており踏み込めない状態のため、写真が離れた場所からのものとなっております。

次にその下の写真が小田の農地となっております。これも積雪で押さえこまれておりますが一面ススキが群生しております。次の 13 頁をお願いします。喜多の 3 筆についてそれぞれ表示しております。上は耕作を止めた後、隣接地の所有者が誤って植林を行い今に至っております。

中段の写真です。一番山奥の農地ですが、既に山林原野化しており農地を確認することも困難な状況でした。その下の写真でございますが、一面熊笹が群生している状況です。議案第 6 号に係る説明は以上となります。御審議を賜りますようよろしくお願ひいたします。

〔関野会長〕 ただ今の事務局の説明に関連して、担当委員から補足説明をお願いします。1 番は和久田委員、2 番は私、関野から報告します。和久田委員からよろしくお願ひします。

〔和久田委員〕 山中の案件ですけど、1 月 25 日に酒井推進委員と事務局 2 名で現地確認を行いました。地図で見てもらえますと分りますように山中の公民館の近くのあたりは田んぼが耕作されておりますが、ずっと奥に行くと耕作放棄地が続く中一番奥の方に有りました。道もなく、とても農業のできる場所ではあります

んでした。以上です。

〔関野会長〕 それでは2番について、関ヶ渕の小田※※ですが12頁の一番下の写真を見ていただけだと分ると思いますが。3年位前に一旦重機を入れて整地をして直されたんですが、その後、水を引くのが困難ということでやはり農地としては使えないということで今回申請をされました。15年位、水田として使っておられないということです。続きまして喜多の※※につきましては13頁の写真を見ていただけましたら手前に杉の木が見えておりますが、隣の人が間違えて植えたものと聞いております。もともと畠だったものが私の記憶では40年以上使われていない所であります。次の※※も同じような所であります、1番奥の※※につきましては私が隣に畠を持っておりまして覚えておりますが、40年以上全く使われておりません。その下の※※につきましてもこのあたりは全て段々畠でありましたけれども40年近く使われておりません。以上です。

〔関野会長〕 それではこれより議案第6号につきまして質疑に入ります。質問、御意見のある方は挙手をお願いいたします。

(意見なし)

〔関野会長〕 特にないようですので異議なしと認め議案第6号につきましては承認してもよろしいでしょうか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 それでは6号については承認いたします。次に日程第4、議案第7号「農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について」を議題とします。お手元にございます「配付資料」にありますとおり、議案第7号の当事者である和久田委員と久保添委員はここで一旦御退席いただきますようお願いします。

(和久田委員、久保添委員 退席)

〔関野会長〕 事務局より提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 議案第7号「農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について」につきまして、14頁から25頁に一覧を掲載しております。資料により御確認ください。このうち14頁から16頁につきましては、相対の利用権件設定でございま

す。その次の 17 頁から 25 頁にかけましては中間管理機構を介した農地の貸借であります。なお、先月はこの中間管理機構を介した農地の貸借につきまして農用地利用配分計画と分けて、つまり所有者から中間管理機構への貸借、次に中管理機構から耕作者への貸借と 2 段階に分けて利用権を設定しておりましたが、先月農地台帳システムの改良を受けまして、今回の様に貸手であります土地の所有者様と借手であります耕作者様が既に決定している場合に限り一括方式での提案が可能となりました。個々の内容につきましては資料により御確認をお願いします。公告日はいずれも 2 月 19 日となります。議案第 7 号に係る説明は以上となります。御審議を賜りますようよろしくお願ひいたします。

〔関野会長〕 これより議案第 7 号につきまして質疑に入ります。質問、御意見のある方は挙手をお願いいたします。

(意見なし)

〔小西事務局長〕 補足でございます。議案第 7 号ですけども波路の案件がたくさん入ってございます。これは京力農場プランが昨年度作られましてその後、中間管理事業に取り組んでいこうということで、今年度において波路地区で中間管理機構を介した農地の貸借に改めていくということで農地の集約化を図っていきたいということで取組をされていくということで御伺いをさせていただいておりまして、この後専決で解約等が出ておりまして、中間管理機構に移行の手続が行われているということで御確認をお願いしたいと思います。以上です。

〔関野会長〕 それでは質問、御意見のある方は挙手をお願いいたします。

(意見なし)

〔関野会長〕 特にないようですので異議なしと認め議案第 7 号につきましては決定することとしてよろしいでしょうか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 それでは議案第 7 号については決定とします。一時退席いただいた委員さんは再入室いただきますようお願いします。

(和久田委員、久保添委員 再入室)

〔関野会長〕 それでは次に進めさせていただきます。日程第5、議案第8号「宮津市空き家に付随した農地の別段面積取扱規程の制定について」を議題とします。事務局より提案説明をお願いします。

〔小西事務局長〕 失礼いたします。議案第8号でございます。資料につきまして本日差替えでお手元に配付させていただいております26頁となりますが、資料は第2条の定義に別段面積というものが入っておりますので、この別段面積の資料につきまして御審議いただきたいということでお願いをいたします。

「宮津市空き家に付随した農地の別段面積取扱規程の制定について」でございます。先月の推進会議の方で皆様から方針について御意見を頂いておりまして、役員会の方でこちらの方針について確認をいただきしております。そういったところで、今回手続規定を制定いたしまして4月からこの制度の導入をさせていただきたいというものです。

第1条から第8条までございまして先月の方針の中でうたっておりました内容を取り入れた格好で規程の整備をさせていただいております。この間、役員会そして市の例規担当であります総務課の方でこちらの審査も経ておりますが皆様の方からも御確認、御意見がいただきたいということで御審議をさせていただくということでおろしくお願ひいたします。

第1条につきましては趣旨ということでこの規定は移住及び定住の促進並びに遊休農地の活用及び解消を図るため、空き家を購入又は賃借して、農地を耕作しようとする者の農地取得を容易にする農地法第3条に規定する農地の権利移動に係る別段面積の取扱いについて必要な事項を定めます。ということでございます。

第2条には定義ということでそれぞれ移住及び定住とか遊休農地、別段面積、空き家バンク、所有者等ということでこの中の規定で出てくる用語の定義をさせていただいております。そして第3条に別段面積ということで多様な農業の担い手の確保により農地の保全及び有効活用を図るため、空き家バンクに登録された空き家を取得して移住及び定住し、耕作のためにその空き家に付随した農地を取得する場合に限り、別段面積を1m²とするということでございます。現在、宮津市は下限面積30aということで3,000m²ということになっておりますが、これを空き家に付隨したものに限り1m²とするということでございます。また、第4

条には別段面積の区域指定ということで、この指定につきましては1筆ごとに農業委員会に諮って指定するということを記載しております。更に第5条には指定をできない農地ということでここに次の8号まで書いておりますが、要は空き家でございますので、空き家と遊休農地ということで実際に耕作がなされてなかつたり、賃貸借がされたりといったことがないような農地ということで空き家に付随した農地について指定をしますということで、それ以外の権利設定をしているものについては指定できないということにさせていただいております。27頁でございますが第6条には手続について記載をさせていただいております。第6条でございますが、申請をしようとする所有者等は、別段面積及び区域の指定申請書を空き家バンク担当課に提出するものとし、空き家バンク担当課は空き家バンクと農地の関連を調査した上で、農業委員会へ回付するものとする。ということでございます。こちらの方はまず空き家の登録をされる際に、空き家登録の申請書と一緒に別段面積及び区域の指定申請書を同じ窓口に提出していくことになります。うち別段面積については農業委員会関係になりますので、これを農業委員会に提出をいただいて農業委員会で調査をいたしまして指定をしていくということになってございます。第6条第3項には、指定をしたときにはその旨の告示をするということになっておりますので、農業委員会の総会でお諮りをさせていただきましてその旨を告示するということになっており、1筆ごとに告示をしないといけないということになります。第7条には別段面積及び区域の指定の取消しということで、取り消すことができるという規定について記載をさせていただいております、空き家バンクの方のそもそもその登録が取消されたり、空き家バンクが別の所有者の方向に渡ったりした場合とかに取り消していきますよということで記載が第6号までございます。第7条第2項につきましてもこの申請の手続ということで先程の部分でございますけども審査をして農業委員会に回付するというのがございまして、取消しの場合についても同様の手続をさせていただくというふうに考えております。以上、手続規定ということで8条までございますが、こちらの方で4月から施行をさせていただき空き家担当課との調整を図りながら取組を進め、少しでも移住者が定住できるということに併せまして、遊休農地の解消に繋がりますように結びつけていきたいというふうに考えております。議案第8号議案についての説明は以上となります。御審議賜りますようよろしくお願ひいたします。

〔関野会長〕 これより議案第8号につきまして質疑に入ります。質問、御意見のある方は挙手をお願いいたします。

〔宮前委員〕 農地法第3条に係る所有権の移転ということなので、別段面積の指定を定められたあとは一緒ということですね。

〔小西事務局長〕 手続としましては、最初に指定をしていただきまして、その後は普通の農地法の3条の手続をしていただくということで3条申請が出てまいります。

〔宮前委員〕 ということは、常時従事しなければならないといった条件が関わってくるということですか。常時従事すると認められない者には許可が受けられないとということですね。

〔小西事務局長〕 要件につきましては、常時従事もそうですし地域との調和要件とかそういうものにつきましても従前どおりでございますので、ちゃんと耕作ができるないと駄目であるということになります。よって営農計画なども提出していくことでお願いをいたいと思います。

〔関野会長〕 宮前委員よろしいでしょうか。

〔宮前委員〕 了解しました。

〔関野会長〕 ほかにございませんか。

(意見なし)

〔関野会長〕 特にないようですので異議なしと認め議案第8号につきましては決定することとしてよろしいでしょうか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 それでは議案第8号については決定とします。以上で議事日程は全て終了いたしました。議案書の最後のページに先の役員会で行われました先決報告の一覧を添付しております。御質問がございましたら会議終了後に事務局までお願いいたします。

宮津市農業委員会會議規則(平成8年農委規則第1号)第16条第2項の規定により
署名する。

会長 丹野 指司

委員 石田 弘司

委員 額井 康

記録者 小西 正樹